

資料

◇ モデル区市（目黒区、葛飾区、日野市、狛江市）実践事例	76
1 教室環境の整備	76
2 巡回指導体制	78
3 指導の開始・終了の判定	82
4 巡回指導教員と在籍学級担任・教科担任等の連携	97
5 自立活動の指導	101
6 臨床発達心理士等の活用（相談機能等）	104
7 教職員研修等	106
8 理解促進	109
9 モデル事業実施区市における巡回指導教員の服務等について	119
◇ 各種通知等	121
1 通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は 注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）（17 文科初第 1178 号）	121
2 発達障害の種類と概要（教育支援資料 平成 25 年 10 月 文部科学省）	124
3 「発達障害」の用語の使用について（平成 19 年 3 月 15 日 文部科学省）	126
4 ICF について（平成 18 年 5 月 29 日 独立行政法人国立特殊教育総合研究所）	135
5 特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領（平成 29 年 4 月）抜粋	136
6 不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）（平成 28 年 9 月 14 日付 28 文科初 第 770 号）抜粋	138
7 教育支援センター（適応指導教室）等充実方策検討委員会 報告書（平成 29 年 2 月） 抜粋	139

◇モデル区市（目黒区、葛飾区、日野市、狛江市）実践事例

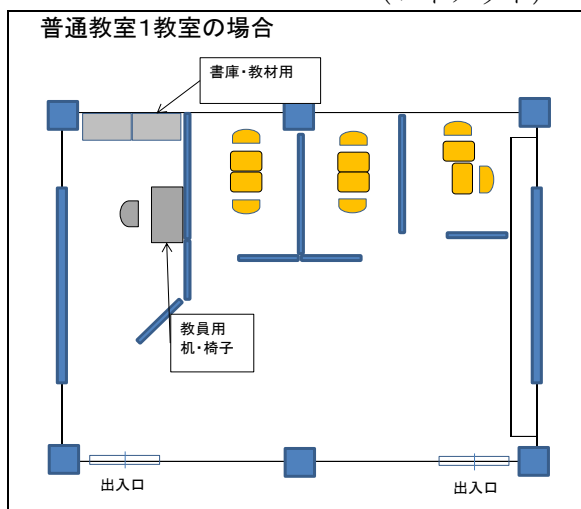
1 教室環境の整備

(1) 葛飾区



【普通教室1教室の例】

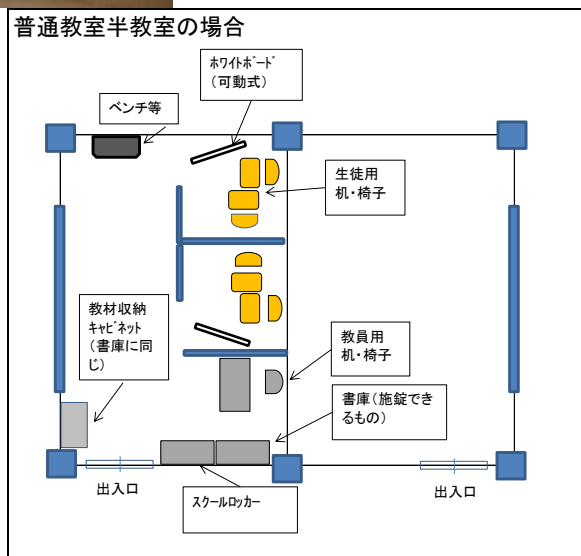
(レイアウト)



【普通教室半教室の例】



(レイアウト)



（２）狛江市



左は、狛江第三中学校の教室。壁を増築し、一つの教室を二つに分割してある。



左は、狛江第四中学校の教室。カーテンを敷き、個別指導のスペースを確保。生徒の実態を踏まえ、適切に活用することで個別指導の充実が図られている。

2 巡回指導体制

(1) 目黒区

ア 拠点校の指定

中学校における特別支援教室の拠点校として目黒区立第七中学校を指定し、目黒区全域の8校に対して、巡回指導を実施した。

巡回指導教員により、各学校ごとに巡回の曜日を設定し、その曜日の中で、生徒の実態に応じて、適切な時間に指導を行った。



巡回による指導の設定例

	月	火	水	木	金
1	自立活動	理科	外国語	数学	数学
2	自立活動	社会	技術・家庭	外国語	外国語
3	教科の補充	数学	技術・家庭	国語	社会
4	教科の補充	道徳	理科	保健体育	理科
5	校内委員会	国語	国語	美術	保健体育
6	自立活動	保健体育		音楽	総合的な学習の時間
放	相談	保健体育		音楽	総合的な学習の時間

生徒の抱える課題に応じて、放課後等の時間を利用して、必要に応じて相談を受ける。

特別支援教育コーディネーター（副）として、校内委員会へ参加し、特別支援教室の円滑な実施と巡回校における特別支援教育の推進に向けた連絡・協議を行う。

通常の学級での時間割例

イ 巡回指導時間の設定例

巡回の時間設定には以下の手順で設定した。

○生徒の一人一人の教育的ニーズに基づいて、個に応じた設定をする。

【必要時数・教科・少人数指導時・指導内容 ※実態に応じて少人数による指導が必要な場合】

○在籍学級の教育課程（時間割）を十分配慮して設定する。

【年間予定（学期・休業期間・学校行事・短縮等）・各教科の実施時数・時間割（コマ数・下校時間・休み時間・積み重ねが必要な授業か否か・少人数指導を行っているか）】

○巡回指導教員の巡回計画を十分配慮して設定する。

【巡回曜日・巡回指導教員の担当する学校や担当する教科（自立活動における教科の内容を取り扱った指導）・学校までの移動距離】

○「特別支援教室」以外の特別教室を利用する場合は、配慮して設定する。

【複数の教室を利用する場合・体育館・グラウンド・視聴覚室等】

○従前から自校通級（特別支援教室）している生徒への配慮が可能な場合は配慮して設定する。

【不登校傾向があり、段階を踏んでの登校を安定させるため、従前から時間を固定していたり、不登校児童・生徒対象の学習支援教室（めぐろエミール）を利用していたりする場合。曜日や日時に強いこだわりがあり、徐々に移行する必要がある場合。】

○在籍学級での授業時間数を確保するため必要性があれば、放課後も視野に入れた配慮を検討し設定する。

【必要に応じて、巡回指導教員が勤務時間内に帰校（直帰）できる時間帯で、放課後の時間を活用し指導に当たる設定も検討する。】

○在籍学級の教科担当の協力を得られる場合は配慮して設定する。

【特に必要があり、自立活動において障害の状況に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導をする場合、在籍学校の教科担当に協力を得られる場合は、設定時間を配慮する。】

ウ OJTを視野に入れた巡回指導体制

中学校における特別支援教室事業の充実には、巡回指導教員の専門性の向上が必要である。そのため、以下の内容等でOJTを実施し、教員等の専門性の向上を図った。

OJT等での指導・助言による巡回指導教員の専門性の向上

(1) TTによる指導

巡回指導教員へのOJTを視野に置き、以下の表のように経験の豊かな教員が、経験の浅い巡回指導教員とともに巡回できる体制を組んで、TTによる指導を行うことで、指導・助言を行った。経験年数の豊かな教員が、経験の浅い巡回指導教員に指導モデルの提示（模範）を見せることで、専門性の向上を図った。

	月曜日					火曜日					水曜日					木曜日					金曜日				
	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
1限																									
2限					東山中					第七中	第一中	大鳥中	東山中	第十中	大鳥中	第七中	第七中	第七中	第七中	第七中					第八中
3限																									
4限	第七中	大鳥中	東山中	第十中		第七中	第八中	第九中	中央中												第七中	第八中	第一中	第十一中	
5限											つばさ会議														
6限										第八中	第七中職員会議														第七中
相談																									

必要に応じて巡回しOJTを実施する。

拠点校で計画的にOJTを実施する。

(2) OJTの内容・方法

以下のような内容・方法でOJTを実施した。今後は、効果的なOJTについて、実践例を蓄積し、巡回指導教員の専門性向上のためのOJTの在り方についてマニュアルを作成する。

- (ア) 生徒の実態把握についての指導・助言
- (イ) 指導計画についての指導・助言
- (ウ) 教材理解・教材開発についての指導・助言
- (エ) 指導モデルの提示（模範提示）
- (オ) 交代型TT（授業の一部を任せる。）
- (カ) 実施した指導に対する指導・助言

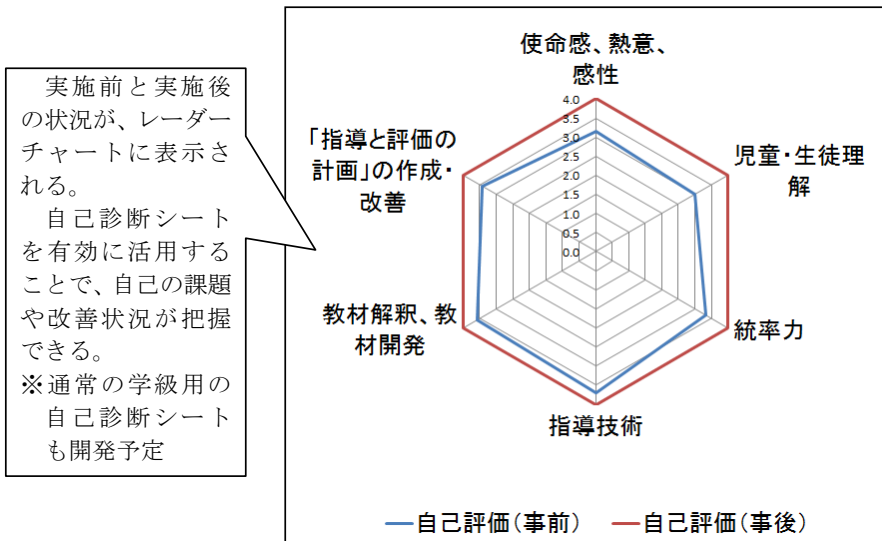
エ 自己診断シート (目黒区独自) によるOJT
 目黒区独自の授業の自己診断シートを導入し、個々の教員の課題を明確にしてOJTを効果的に実施した。

自己診断シートを活用した教員の専門性の向上

巡回指導教員が、授業前に自己診断シートを活用し、自己の授業について課題を明確にした上で、経験の豊かな教員から指導・助言を受け授業改善を図ることで、教員の専門性の向上を図る。

		所属校 ()	氏名 ()	特別支援教室 授業力 自己診断シート(案)			
番号	分類	診断項目		当てはまる	だいたい当てはまる	当てはまらない	当てはまらない
1	使命感	特別支援教室に関する研修に進んで取り組んでいる。		○			
2		学習のねらいをすべての生徒の実態に応じて達成させようとしている。			○		
3		個々の実態に応じた教材研究を行って授業に臨んでいる。			○		
4	熱意、感性	特別支援教育に対する幅広い関心(正しい理解)を持っている。			○		
5		心(受け止め)と体(体力)の調子を整えて授業を行っている。			○		
6		明るく前向きに(笑顔・元気・成長を信じて)生徒に接している。			○		
7	感性	学習にふさわしい環境づくりを心がけている。(音・光・情報・整理等の刺激の低減等)			○		
8		生徒の学習意欲(興味・関心も含む)を把握している。			○		
9		生徒の本時の学習の達成状況(実態に応じて)を把握しようとしている。			○		
10	生徒理解	生徒の変化(絶対評価/個人内評価)を把握しようとしている。			○		
11		生徒のこれまでの学習状況(アセスメント/引継ぎ)を把握している。			○		
12		生徒の友達関係を的確に把握している。(友好的人間関係の構築についての把握)			○		
13	生徒理解	生徒に気を配り、言葉かけをしている。(個の特性に応じて配慮した言葉かけ)			○		
14		生徒の発言や行動を共感的に受け止めている。(困った子ではなく、困っている子なんだ)			○		
15		生徒の反応や姿勢に気が付き、授業に生かしている。(細かい変化・反応に対応)			○		
16	統率力	学習意欲を高めることを意識して言葉かけをしている。(良いところを即時評価等)			○		
17		基本的な学習ルールを定着させている。(ルールを視覚的に提示)			○		
18		的確で生徒が理解できる指示を出している。			○		
19	統率力	学習のねらいを明確(視覚的・構造的・系統的)に示し、学習に見直しをもたせている。		○			
20		T2に明確に指示を出し協働で授業展開をしている。		○			
21		生徒に学習の準備についての指示(視覚的・パーソナルメモ・他)している。		○			
22	指導技術	授業の始めに学習のねらいを生徒に明確に示し見直しをもたせている。		○			
23		個に応じた指導を行っている。(学校生活支援シート/個別指導計画に基づいた指導)			○		
24		生徒の主体的な学習を促す工夫を行っている。			○		
25	指導技術	教材・教具を障害特性に応じて効果的に活用している。(補助教材/補助具・他)			○		
26		発問の工夫をしている。(実態を把握して、発問計画を立てている。)		○			
27		生徒の反応を生かしながら授業を構成している。		○			
28	指導技術	分かりやすい説明をしている。(視覚的・説明は一つずつ・項番号をつけて・他)		○			
29		効果的な板書をしている。(板書計画を立てて・板書が難しければ、プリント配布)		○			
30		授業のまとめを工夫している。(具体的に短く、決時の予告も入れる)		○			
31	指導技術	教材・教具を障害特性に応じて効果的に活用している。(補助教材/補助具・他)		○			
		生徒の主体的な学習を促す工夫を行っている。		○			

自己診断シートの授業力に関する自己診断項目を授業実施前と実施後で記入すると、レーダーチャート表が表示される。



実施前と実施後の状況が、レーダーチャートに表示される。
 自己診断シートを有効に活用することで、自己の課題や改善状況が把握できる。
 ※通常の学級用の自己診断シートも開発予定

（2）日野市

ア 巡回指導体制編成に際しての日野市の考え方

日野市では、平成28年度まで中学校全8校のうち情緒障害等通級指導学級は1校のみであった。平成27年度対象生徒は7名であったが平成28年度13名となり、今後、特別支援教室の導入に伴い対象生徒の増加が見込まれることから、平成29年度情緒障害等通級指導学級を1校新設した。これにより、中学校全8校に対し情緒障害等通級指導学級設置校は2校となり、特別支援教室体制においては、情緒障害等通級指導学級設置校2校を拠点校として、それぞれ3校を巡回校とする1グループ4校の2グループを形成した。

現在のところ日野市としては、中学校における巡回指導体制の適切な規模として、1グループ4校までと考えており、今後の対象生徒の増加により、拠点校を増やすことを検討する。

なお、巡回指導に当たっては、対象生徒の在籍校教員との連携強化を図り、指導を充実させる必要があることから、複数体制による1日勤務を基本とする。巡回指導教員は、1日勤務を通じた在籍学級教員との密接な連携を図るほか、在籍校の校内委員会等に参加できるように日程調整をする。また、特別支援教室における指導だけではなく、通常の学級における対象生徒の学習観察や授業支援も実施する。対象生徒は、特別支援教室による全ての指導を在籍校で受け、在籍校が中心となって支援を行うこととする。

イ 拠点校・巡回校のグループ分け

【表】日野市の中学校における特別支援教室の拠点校及び巡回校

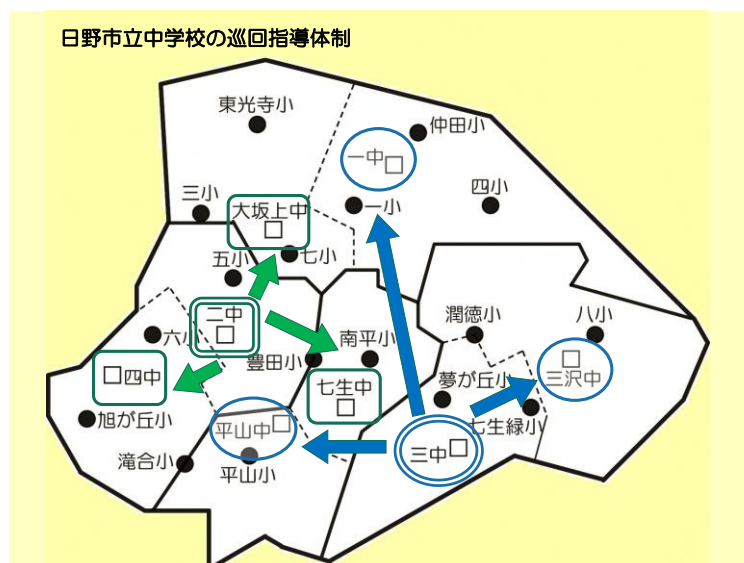
巡回指導開始時期	拠点校※1	巡回校
平成28年度から	日野第三中学校	日野第一中学校 三沢中学校 平山中学校
平成29年度から	日野第二中学校※2	七生中学校 日野第四中学校 大坂上中学校

※1 拠点校は情緒障害等通級指導学級設置校

※2 平成29年度の情緒障害等通級指導学級新設校

○平成29年度から、2校を拠点校に中学校全8校で巡回指導を実施

日野市立中学校の巡回指導体制



ウ 巡回指導体制の編成

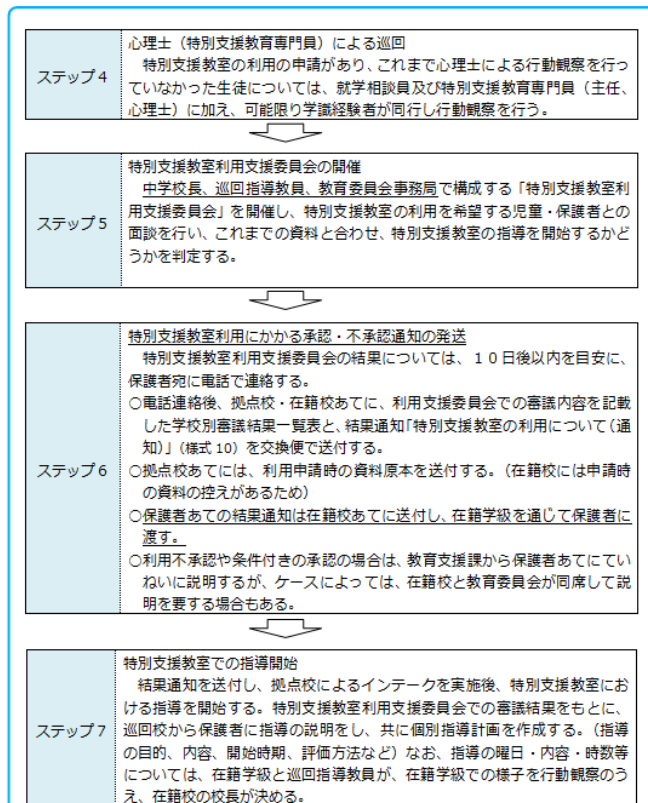
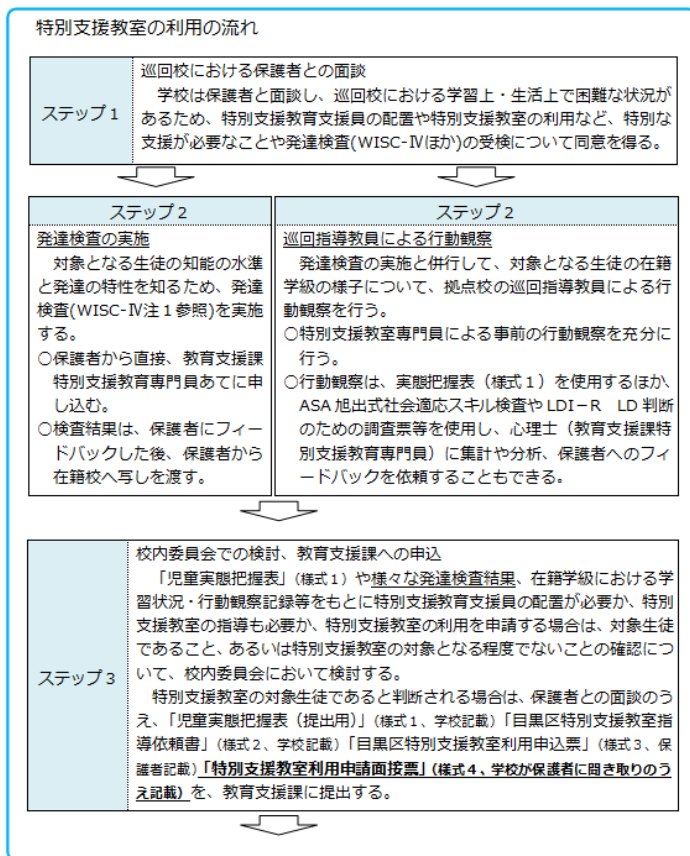
日野市では、巡回先での出勤から退勤までの1日勤務を基本とする。複数巡回体制により、OJTが可能となるようにしている。巡回指導教員は、拠点校の職員会議に出席するほか、拠点校に週1日以上全員が集まるように勤務体制を組み、巡回指導教員同士の情報交換・課題協議の場としている。

3 指導の開始・終了の判定

(1) 目黒区

ア 利用開始までの流れ

特別支援教室利用の開始については、生徒の実態を校内で十分に把握した後に、校内委員会で、支援について十分協議する必要がある。生徒の実態を適切に捉えた上で支援について検討できるよう指導開始の流れを以下のようにし、事前の発達検査(WISC-IV)を必須とした。



注1【発達検査の実施について】

特別支援教室の利用にあたって、発達検査は原則としてWISC-IVを使用する。ただし、以下の場合には新版K式発達検査2001や日本版K-ABC II、田中ビネーの使用を可とする。

- (1) 帰国子女など日本語が未習得であるため、日本語版WISC-IVを実施することができない場合
- (2) 前回のWISC-IV受検から2年を経過していない場合

イ 指導開始までの流れ

ア 生徒の教育的ニーズに応じた自立活動及び教科の補充の時の設定方法について

○個別的教育支援計画（学校生活支援シート）、個別指導計画等の作成

担任は、学級内で特別な支援が必要な全生徒に対して、巡回校コーディネーターや巡回指導教員等の助言を受けながら個別的教育支援計画（学校生活支援シート）と個別指導計画を作成する。

○校内委員会

一人ひとりの実態や教育的ニーズを委員全員で多角的に把握したうえで、自立活動及び教科の補充に関する指導の必要性とおおよその指導時数を確認し、必要性があれば特別支援教室の利用につなげる。

○特別支援教室利用支援委員会

一人ひとりの実態や教育的ニーズを把握したうえで、自立活動及び教科の補充の指導内容や指導時間等について、本人の意思や保護者のニーズを確認する。

○担任と巡回指導教員

一人ひとりの実態や教育的ニーズに応じた指導を行うとともに、巡回指導と在籍学級での指導の相互の関連を深めるため、個別的教育支援計画（学校生活支援シート）や個別指導計画等に基づき「連携型個別指導計画」を作成した後、自立活動及び教科の補充の指導内容や指導時間等を設定する。

それぞれの計画作成等に当たっては、巡回指導教員と担任が「協働」する。

○教育課程の届

巡回校は、巡回指導教員の意見を参考にしながら特別支援教室における教育課程届けを作成し、速やかに教育支援課に届け出る。

教育課程届には、一人ひとりの指導目標並びに自立活動及び教科の補充の指導内容や指導時間を記載する。

自立活動は、6区分26項目から、一人ひとりの生徒の実態に応じて必要な項目を選定した上で、それらを相互に関連付けて設定する。

教科の補充は、障害特性による学習の困難さに対して、障害の特性に応じた指導を行う。教科の補習にならないように留意する。

イ 巡回指導教員による個別指導計画、連携型個別指導計画に基づいた自立活動及び教科の補充指導について

○ R-PDCAサイクルにより自立活動及び教科の補充の指導を充実する。

○ Research（調査）

- (1) 校内委員会等に参加し、生徒一人ひとりの困難さを把握する。
- (2) 担任等との面談等で個別指導計画等を基に生徒一人ひとりの実態を把握する。
- (3) アセスメントや直接在籍学級での学習状況を確認し実態を把握する。

○ Plan（計画）

- (1) 担任と協力して、連携型個別指導計画を作成する。
- (2) 生徒一人ひとりの困難さを克服・改善できるように個々の実態に応じた自立活動及び教科の補充の指導計画を立てる。（指導案の作成）
- (3) 指導内容に応じた教材・教具を準備する。

○ Do（実施）

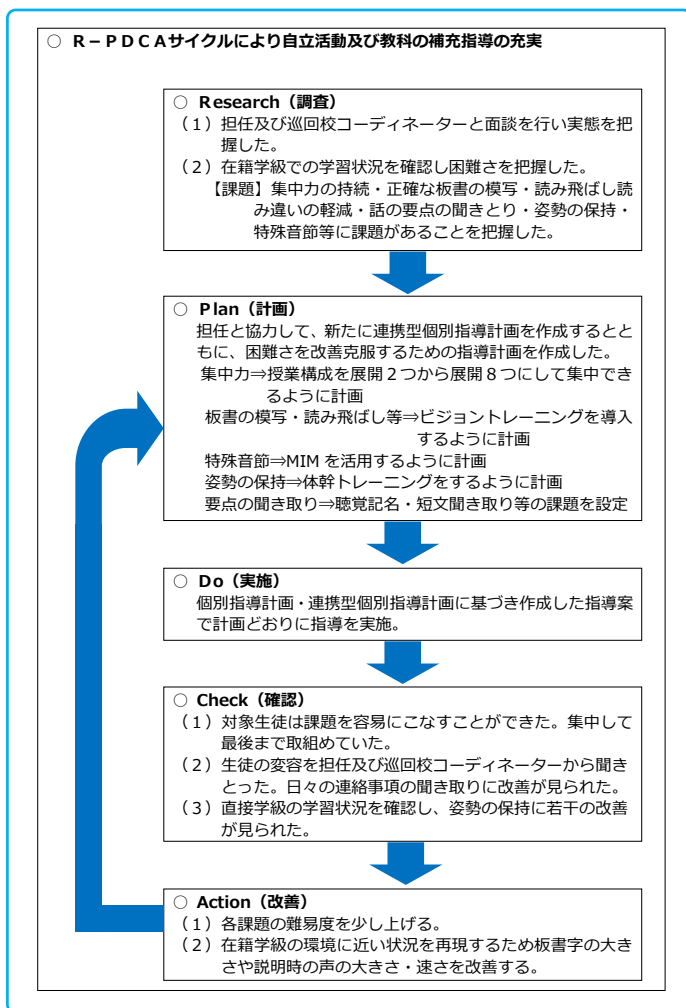
- 個別指導計画・連携型個別指導計画に基づいて作成した指導案により指導を行う。

○ Check（確認）

- (1) 生徒が理解できたか形成的な評価を行う。
- (2) 生徒の姿容を担任及び巡回校コーディネーターから聞き取る。
- (3) 巡回指導教員は、直接学級の学習状況を確認する。

○ Action（改善）

- (1) 指導方法・支援方法の改善を図る
- (2) 教材・教具の改善を図る。



ウ 指導終了の考え方

特別支援教室利用については、生徒個々の指導開始当初の課題が改善・克服され、全ての時間、通常の学級で指導を受けられるように指導を行う必要がある。

したがって、特別支援教室における指導の終了の時期についても明確にしておくことが求められる。そこで、以下の事項に該当する場合、特別支援教室における指導は終了することとした。

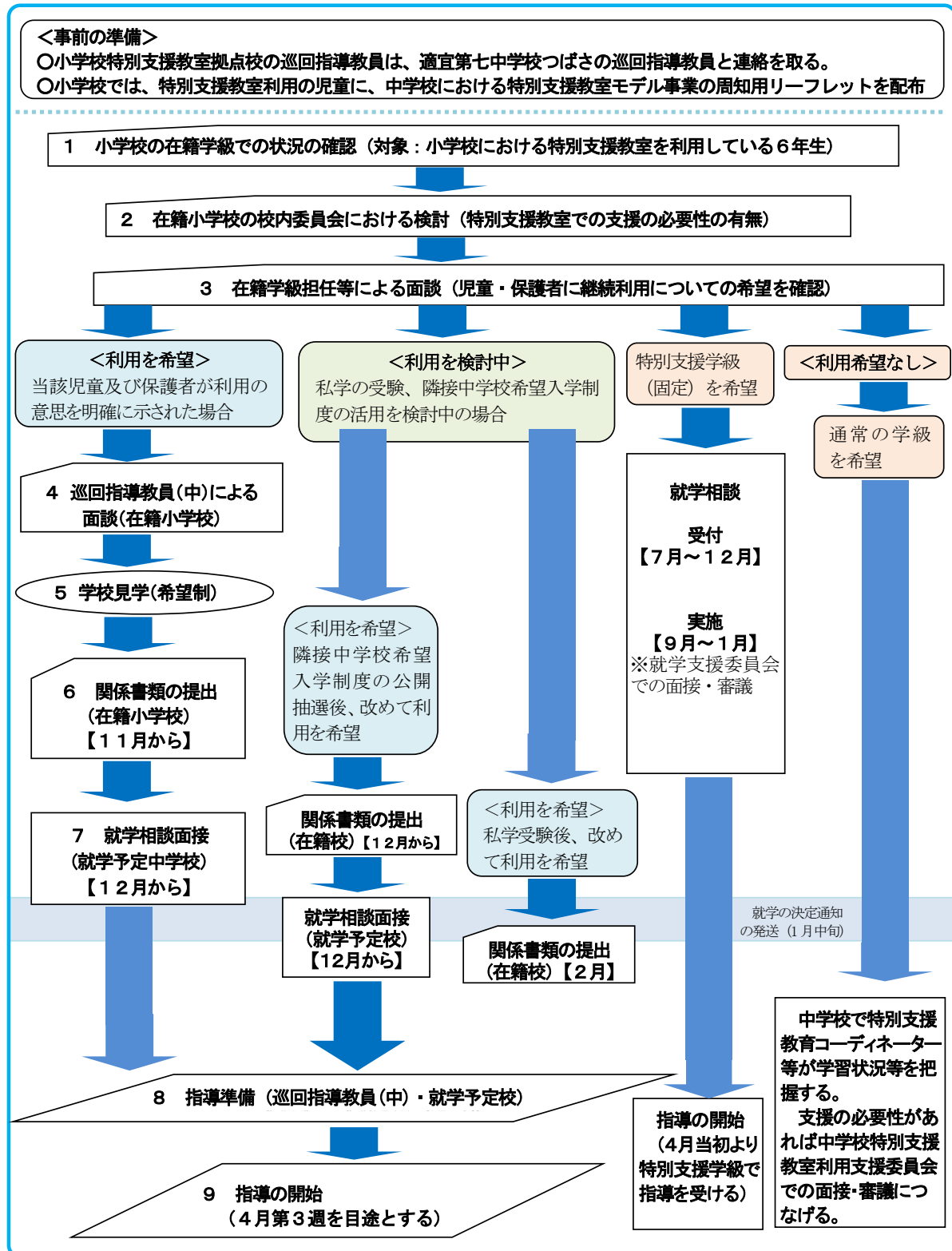
特別支援教室の指導の終了

【平成28年度 中学校における特別支援教室モデル事業実施要項（抜粋）】

- 1 特別支援教室での指導課題について改善が確認され、特別支援教室での指導の必要性がなくなった生徒
- 2 特別支援教室での指導を一定期間実施した結果、特別支援教室以外の指導等について、検討する必要がある生徒
 特別支援教室での指導を一定期間（長期間）行っても、課題の改善が十分に認められない場合は、学習内容・方法や、対象者が授業内容を理解し達成感を持ちながら充実した時間を過ごすことのできる学びの場について検討する。
- 3 特別な事情や妥当な理由等がなく、特別支援教室での指導を相当期間中断している生徒
 特別な事情や妥当な理由がなく、長期にわたって特別支援教室における指導が中断している場合には、指導の終了について校内委員会で検討する。

エ 小学校からの継続利用について

従前は小学校卒業後、中学校の「通級指導学級」を利用する場合、就学指導委員会にて面接・審議を行っていたが、小学校から中学校への円滑な接続及び確実な引継ぎが行えるように、継続利用に向けての新たな流れを以下のとおり導入した。



（２）葛飾区

（小・中学校共通）

ア 校内委員会における検討

◇ 校内委員会における具体的な検討の流れ

<特別な指導が必要な児童・生徒への気付き>

- ・ 周囲の大人の気付き（在籍学級担任、スクールカウンセラーなど）
- ・ 保護者からの相談などによる気付き
- ・ 本人からの申請による気付き

特別支援教育コーディネーターが、発達上の課題の可能性のある児童・生徒に対する校内での指導・支援について検討する必要があることを、校長、副校長に報告する。

<実態の把握>

- ① 校長は、巡回指導教員に対象児童・生徒の行動観察などを指示する。
- ② 巡回指導教員は、所見を校長に報告する。
※必要に応じて臨床発達心理士などに対象児童・生徒の実態の把握を依頼し、必要な所見や助言を得る。必要に応じて葛飾区教育委員会専門家チームへの依頼（資料編〈参考資料 特別支援教育専門家チーム活用ガイドライン〉参照）も可能である。
- ③ 適宜、保護者への説明も実施する。※巡回指導教員や臨床発達心理士などの活用も有効。

<校内委員会の招集>

校長は対象児童・生徒に対する支援策を講じる必要があると判断した場合、校内委員会を招集する。

＜校内委員会における検討＞

- ① 校長は、特別支援教育コーディネーター、在籍学級担任などから対象児童・生徒が在籍学級で抱えている困難さや在籍学級での状況などについて報告させ、対象児童・生徒の必要な支援のレベルを判定する。その際、資料編にある観察記録などを活用するとともに、必要に応じて臨床発達心理士などに専門的所見を得るため、校内委員会への出席や書面での所見提出を求める。

＜発達上の課題を抱えた児童・生徒への支援のレベル＞

レベル1	巡回指導教員や臨床発達心理士などの助言に基づく、在籍学級担任の指導法の工夫などにより、児童・生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度
レベル2	校内・外の人的資源などを活用することにより、児童・生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度
レベル3	特別支援教室での特別な指導が必要と思われる程度

※ 特別支援教室の対象となる児童・生徒については、第1章1・4を参照のこと

- ② 「レベル3」対象児童・生徒の障害の状態などの的確な把握に基づき、指導目標、指導方針、週当たりの指導時間などを検討する。

指導目標	対象児童・生徒が在籍学級で抱える困難さの的確な把握に基づき、どのような困難さをどの程度まで改善すれば対象児童・生徒が他の児童・生徒とともに学習することができるようになるかなどの目標を設定する。
指導方針	対象児童・生徒が指導目標を達成するために、指導内容（自立活動、自立活動の中の教科の補充指導）の割合や、指導形態（個別指導、小集団指導）に関する方針を設定する。※在籍校以外で指導を受ける方が効果的な場合には、その理由も記載する。
週当たりの指導時間	週に何時間程度の特別な指導が必要なのかを検討して設定する。

- ③ 在籍学級担任などが保護者に対して、検討の結果や今後の支援策について説明し、了解を求めるとともに、保護者の意見を聴取する。この際、必要に応じて臨床発達心理士などに専門的な見地から意見を述べることを求めることができる。

ただし、保護者の求める支援が校内委員会の判断と一致しない場合には、継続して校内委員会において検討するとともに、相互の合意形成に努める。

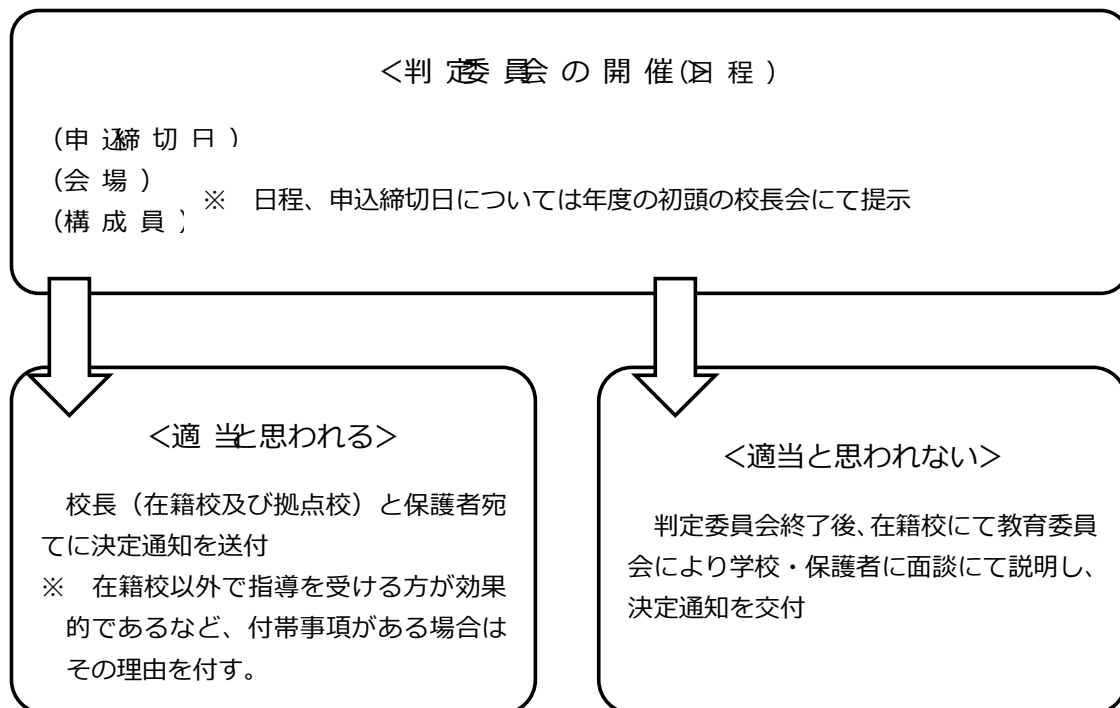
- ・対象児童・生徒の支援が「レベル3」である。
- ・保護者の合意が得られている。

＜葛飾区教育委員会指導室学校教育支援担当係への申請＞

校長は、葛飾区特別支援教室の指導開始（終了）判定申請書（資料編様式3・4・5申請書）、及び申込書類チェックリスト（資料編様式1・2）に記載の各種書類を指導室に提出する。

イ 判定委員会の実施

<新たに特別な指導を希望生徒児童>



なお、判定に際して申請された書類では情報が不十分な場合には、教育委員会の担当者などが発達検査などのアセスメントを実施し、その結果を加えた検討を行う。

ウ 教育課程の提出

◇教育課程の提出

特別な指導の開始に当たっては、学校教育法施行規則第140条に基づき、指導開始日までに「教育課程について（届）」を教育委員会指導室に届け出る必要がある。その際、校内委員会で検討した指導目標や指導方針、週当たりの指導時間などについて、判定委員会の意見なども踏まえ、記載すること。

エ 指導継続・終了の判定

◇指導継続・終了の判定の実施及び保護者との合意形成

特別支援教室における特別な指導の成果により、対象児童・生徒がレベル1又はレベル2となり、在籍学級で他の児童・生徒とともに有意義な学校生活を送れるようになることを目的としている。このため、以下のとおり特別支援教室における特別な指導の検証及び評価を実施する。

＜校内委員会による指導の評価＞

- ① 巡回指導教員、在籍学級担任などによる対象児童・生徒の状態の把握や、保護者の申出から、特別な指導によって当初設定した指導目標が達成され、支援のレベルが「レベル3」に当たらないかについて、各小学校・中学校の校内委員会で各学期に1回程度、評価を行う。評価に当たっては、小学校・中学校の場合、各校に配置されている特別支援教室専門員が定期的に作成する行動観察記録を活用することも有効である。
- ② 評価の結果、
 - 対象児童・生徒がレベル3に当たると判断された場合は、児童・生徒の変容に応じて必要な指導時間を検討して指導の継続を教育委員会へ申請する（校内委員会の意見と保護者の希望が食い違う場合は、その旨を記入する。）。
 - 対象児童・生徒がレベル1又はレベル2に当たると判断された場合は、校長は保護者の合意を得た上で、指導の終了を教育委員会指導室に申請する。

＜葛飾区教育委員会指導室学校教育支援担当係への申請＞

校長は、所定の申請書類を指導室に提出する。

- 指導継続の場合は、葛飾区特別支援教室指導の開始判定申請書（継続）（資料編様式4）、及び申込書類チェックシート（資料編様式2）に記載の各種書類を指導室に提出する。
- 指導終了の場合は、葛飾区特別支援教室指導の終了判定申請書（資料編様式5）、及び申込書類チェックシート（資料編様式2）に記載の各種書類を指導室に提出する。

＜判定委員会の開催＞

- ① 指導の開始と同様に指導の継続・終了について、当該校長から提出された終了判定申請書及び申込書類チェックシートに記載の書類などに記載されている改善状況の報告を基に検討する。
- ② 指導の継続及び終了を判定し、校長（在籍校及び拠点校）と保護者宛てに決定通知を送付する。

（3）日野市

ア 判定フロー（小・中学校共通。次ページ以降の図参照）

平成 30 年度から指導を開始する児童・生徒に適用

- （ア）進学児の指導開始判定について（特別支援教室含）
- （イ）既就学生徒の指導開始判定について（特別支援教室：ステップ教室）
- （ウ）指導の継続・退室について（特別支援教室：ステップ教室）

イ 判定のための客観的な根拠（発達検査の実施等）

平成 30 年度から指導を開始する児童・生徒より、上記判定フローにおいて総合的な判定を行う。なお、既に中学校に在籍している生徒については、校内委員会を中心にアセスメントを行い、教員による書類作成、心理士等専門家所見、医師による書類確認を経て判定を行う。

（ア）進学児

発達検査（WISC-IVなど）、医師診察記録、在学小学校からの実態把握票、学習観察（集団・個別観察）を基に、総合的に判定する。

（イ）在籍生徒

発達検査（WISC-IVなど）、LDI-R検査、児童・生徒実態チェックシート、心理士等専門家所見、医師による書類確認を基に、総合的に判定する。

ウ 指導目標及び指導時間の設定の考え方

指導目標及び指導時間については、指導開始時に「特別支援教室（ステップ教室）入室申請書」において、生徒の実態に合わせ保護者ととも指導方針並びに退室の目安を定め、指導時間も設定する。
なお、指導時間数は、生徒の実態に合わせて設定する。

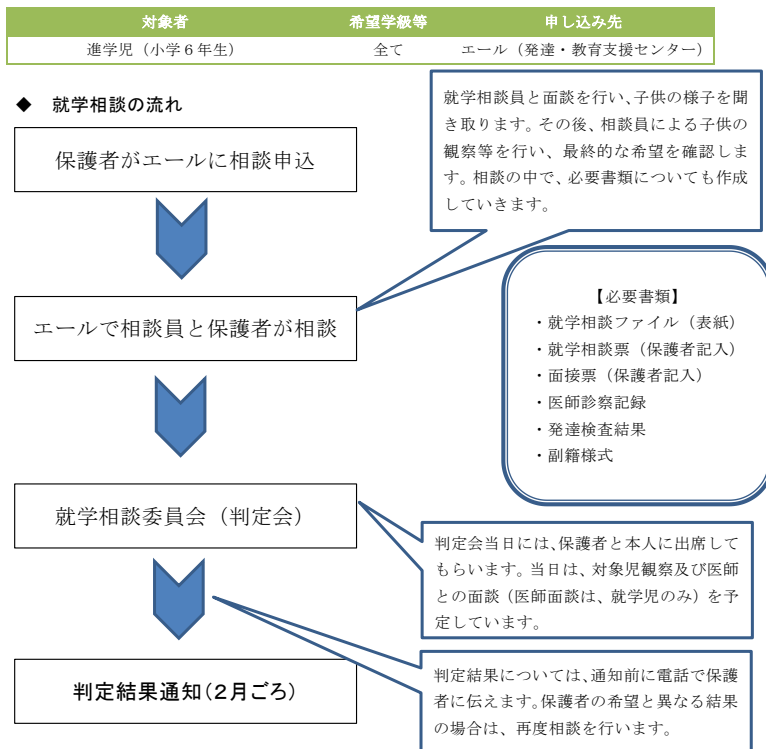
エ 指導の成果の評価（指導目標の達成状況の把握と定期的な評価）

指導開始時に定めた退室の目安を基に、各在籍校において学期ごとに「個別指導計画」及び「学級・ステップ教室連携プラン」を作成し活用することで定期的な評価を行う。なお、「個別指導計画」については、本人及び保護者とも内容を共有し、個別の教育支援計画（東京都：学校生活支援シート、日野市：かしのきシート）における引継ぎ情報の基になるものである。また、日野市では、福祉と教育が一体となった「かしのきシート」（個別の支援計画）を電子システムにより運用しており、学齢期においては個別の教育支援計画として活用している。

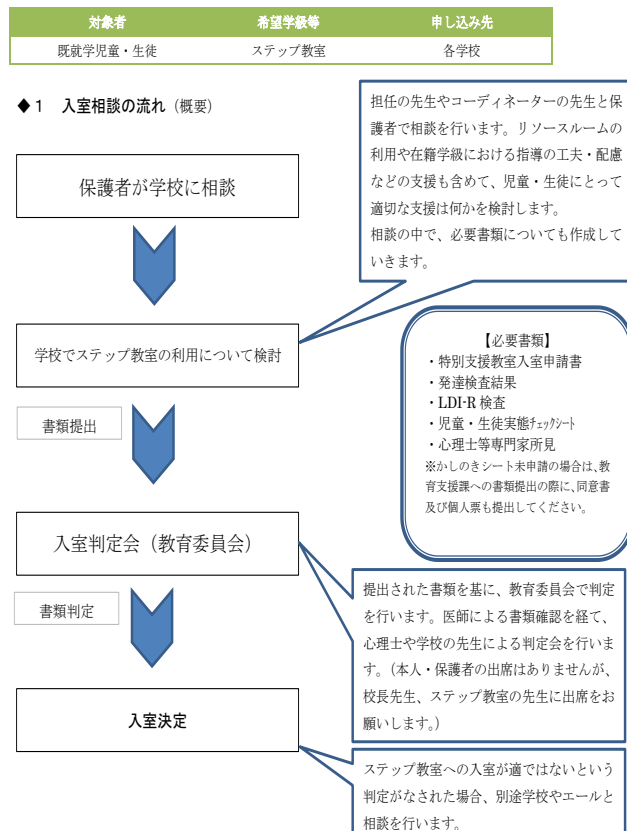
次年度における指導の継続・退室判定については、各在籍校で12月頃に本人及び保護者と面談等を実施し、全ての指導対象者について達成状況の確認をし、指導の継続の有無について評価を行う。各在籍校は、年度末に次年度指導継続の有無の評価書類を市教委に提出し、市教委で判定の上決定をする。

なお、退室後の不安を解消し退室を促す仕組みとして、退室後1年間に限り指導再開（再入室）することができるものとする。

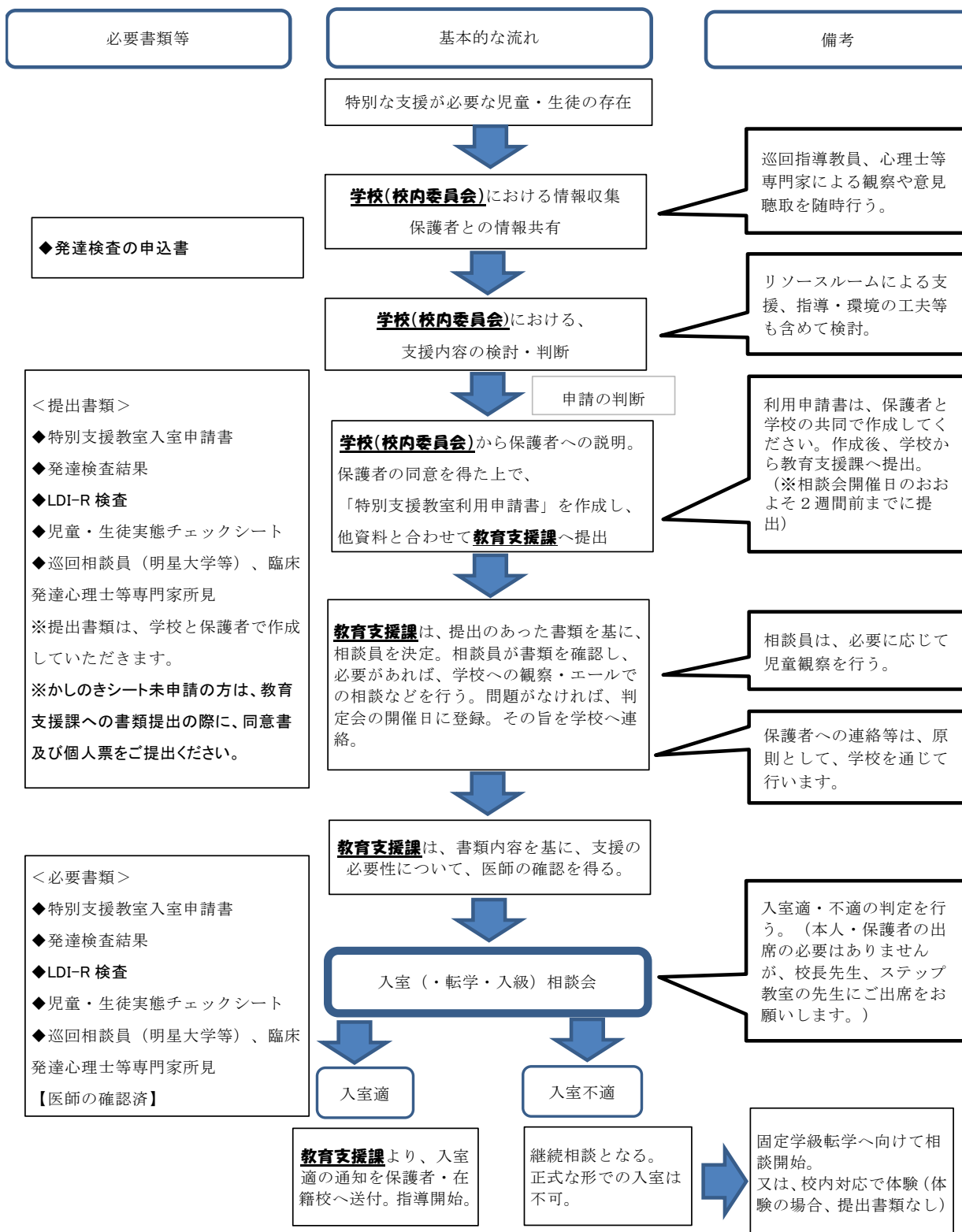
1. 進学児の指導開始判定について(特別支援教室)



2. 既就学児童・生徒の指導開始判定について(特別支援教室:ステップ教室)



◆ 2 入室相談の流れ（詳細）

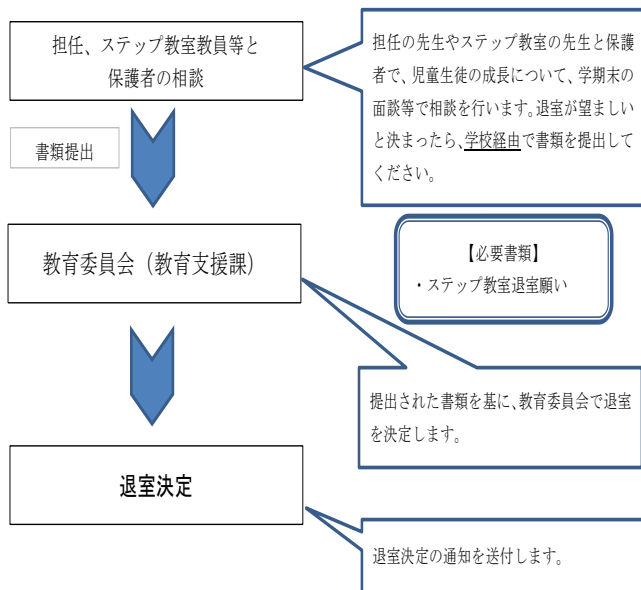


3. 指導の継続・退室について(特別支援教室:ステップ教室)

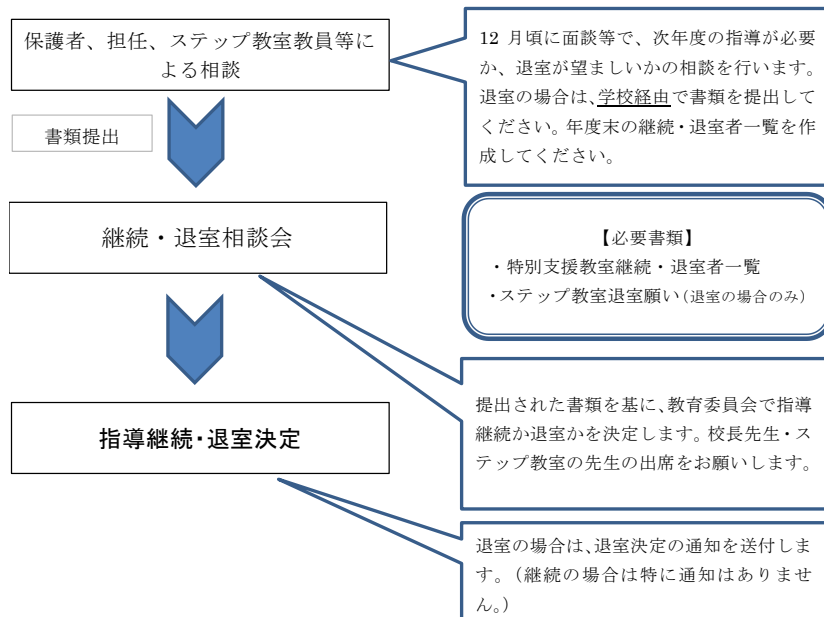
◆1 ステップ教室の指導継続・退室について

ステップ教室の指導は、課題を克服し、通常の学級だけで学習できるようになることを目的としています。入室する際に目標を設定し、退室を目指した指導を行うようにしていきます。そのため、年度ごとに、次年度の指導が必要かどうか、対象の児童生徒の成長について担任の先生やステップの先生と相談を行います。相談の結果、退室か指導継続かを決めていきます。

◆2 ステップ教室の退室決定の流れ（年度途中）



◆3 ステップ教室の指導継続・退室決定の流れ（年度末）



◆4 ステップ教室への再入室について

ステップ教室については、**退室後1年間**に限って再入室することができます。ステップ教室退室後に課題等がある場合は、保護者と学級担任やステップ教室教員で相談を行ってください。再入室する場合は、「特別支援教室再入室願」を提出してください。

（４）狛江市

ア 実施方法

中学校特別支援教室指導開始・終了判定フローチャート（以下「フローチャート」という。）作成により、各校での取組や就学相談等が円滑に行われるよう、下記の方法で実施している。

（ア）小学校特別支援教室の指導開始・終了判定システムを基にした、指導開始・終了判定システムの構築

（イ）校内委員会（定例、随時）の開催

（ウ）終了判定後の観察・支援（専門家チームによる巡回相談の実施、特別支援教室担当教員による観察・支援、担任及び教科担任による集団適応への支援・指導、担任による適切な指導と経過観察）

イ 判定のための客観的な根拠

就学相談における判定基準は、以下の方法により総合的に判断して実施している。

（ア）専門教育相談員による面接

（イ）医師による診断

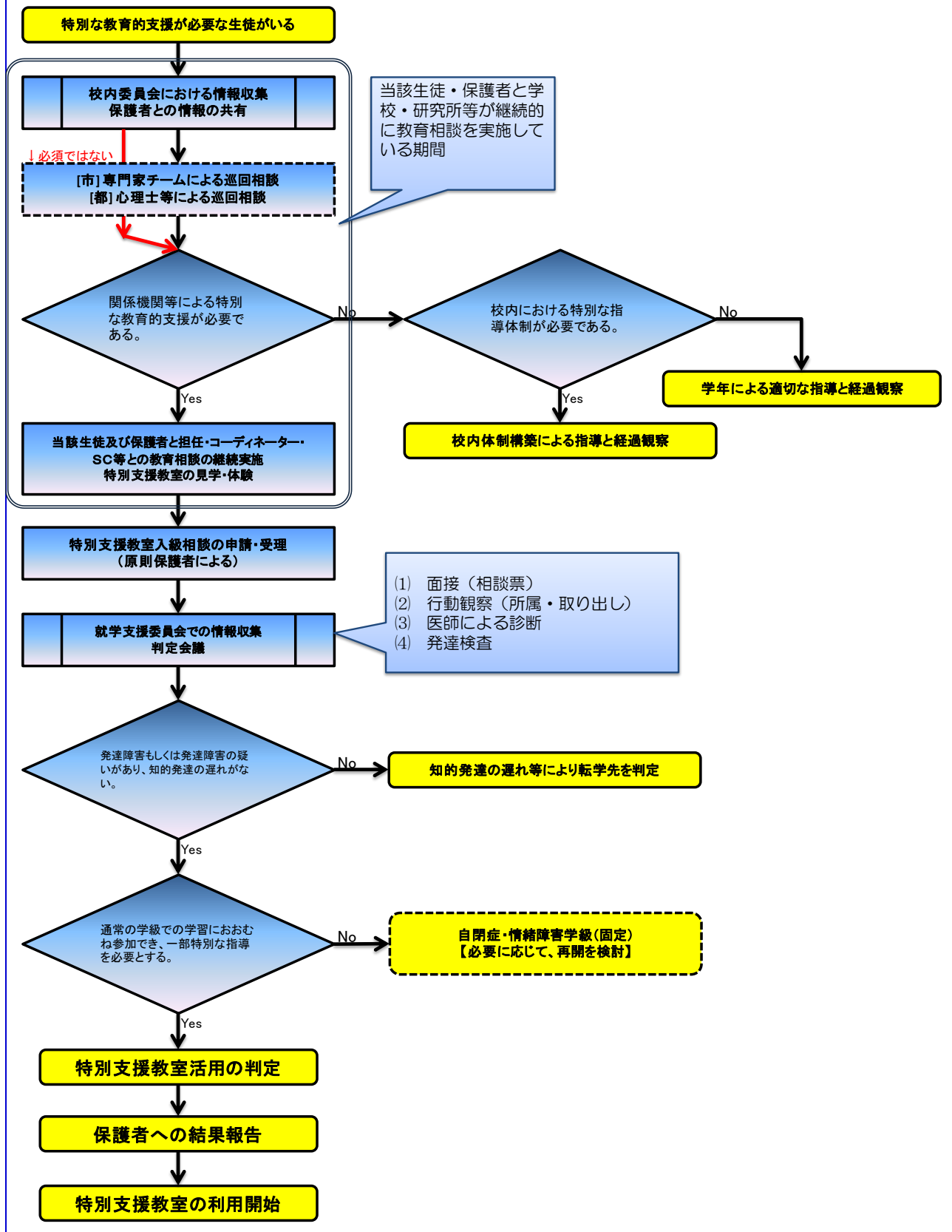
（ウ）発達検査・知能検査の実施

（エ）行動観察の実施

ウ 成果

フローチャートを作成することで、指導開始・終了判定の共通理解が図られ、関係機関等の連携がスムーズに行われることが増えた。

中学校 特別支援教室 開始相談フローチャート



中学校 特別支援教室終了判定フローチャート

